

訪問看護ステーション

利用者様のご家庭を訪問し、病状や療養生活へのアドバイスと看護ケアを提供します。かかりつけ医の指示のもと関係機関と連携をとりながら、24 時間 365 日対応し、在宅での生活をお手伝いします。

【営業時間】 月～金曜日：9：00～17：00
土曜日：9：00～12：30

サービス内容

内容は主治医・ご本人・ご家族と話し合いながらお一人お一人に必要な看護・リハビリを提供いたします。



1 健康相談

- 健康チェック
(血圧・体温・呼吸・脈拍など)
- 病状の観察

2 日常生活の看護

- 清潔のお世話、食生活の援助、排泄のお世話、床ずれの手当・予防
- 尿道・胃カテーテルの交換管理
- 終末期の看護

3 在宅リハビリテーション ・理学療法士・作業療法士の訪問

- 体位変換、関節などの運動
- 食事・排泄・移動・入浴・歩行などの訓練
- 日常生活用具(ベッド・車椅子など)の利用相談

4 療養環境改善のアドバイス

- 医療福祉サービスの紹介
- 介護・日常生活に関する相談
- 家族の精神的支援、家族の健康相談
- 介護用品の利用・相談

■ サービス対象者・実施地域

山形市内在住の方で、主治医から訪問看護・訪問リハビリテーションが必要と認められ、介護認定をされている方。また、介護保険以外（介護認定されていない方）でも主治医が必要と認めた場合は医療保険で訪問看護・訪問リハビリを受けることができます。

■ 問合せ先

お気軽にお問い合わせ下さい。

篠田訪問看護ステーション TEL 023 - 623 - 1104

訪問看護 介護予防訪問看護

重要事項説明書

医療法人篠田好生会
篠田訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

ご利用者様に対する訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたり、介護保険関係法令に基づき当事業者がご利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護・介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するため、人員・組織及び運営管理に関する目的を定め、要介護・要支援者が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護・介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者・居宅介護支援事業者との密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援します。円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図ります。

2 職員の職種・員数及び職務内容

区 分	資 格	常勤 (人)	非常勤(人)	職 務 内 容	計 (人)
所 長	看護師	1		指導管理・運営の総括	1
看護職員	看護師	4		訪問看護業務	4
理学療法士	理学療法士	3		リハビリ	3
作業療法士	作業療法士	3		リハビリ	3
言語聴覚士	言語聴覚士		1	リハビリ	1
事務職員			1	訪問看護事務	1

3 営業日及び営業時間

営 業 日	月～金曜日	午前9時～午後5時
営業時間	土曜日	午前9時～午後0時30分
休 日	土曜日の午後・日曜日・祝日及び12/31～1/3	
緊急連絡先	023-623-1104	

(注) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制となっています。

4 訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法及び内容

(提供方法)

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護職員等が具体的な看護並びに健康相談及び指導を行ないます。

- | | | |
|------|----------------|---------------------|
| (内容) | 1) 病状・障害の観察 | 2) 清拭・入浴介助等による清潔の保持 |
| | 3) 食事及び排泄等のお世話 | 4) 褥瘡の予防・処置 |
| | 5) リハビリテーション | 6) ターミナルケア |
| | 7) 認知症患者の看護 | 8) 療養生活や介護方法の指導 |
| | 9) カテーテル等の管理 | 10) その他医師の指示による医療処置 |

5 利用料金

指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。原則として、料金表の利用料金の1割が、利用者の負担額となります。

【料金表】 訪問看護

		所要時間	基本料金	1 割負担額	2 割負担額	夜間・早朝加算	深夜加算
訪問看護 基本料金 (1 回につき)		20 分未満	3, 140 円	314 円	628 円	393 円	471 円
		30 分未満	4, 710 円	471 円	942 円	589 円	707 円
		30 分以上 60 分未満	8, 230 円	823 円	1, 646 円	1, 029 円	1, 235 円
		60 分以上 90 分未満	11, 280 円	1, 128 円	2, 256 円	1, 410 円	1, 692 円
		※ 夜間・早朝訪問 基本料金に 100 分の 25 加算 (午後 6 時～午後 10 時 午前 6 時～午前 8 時) ※ 深夜訪問 基本料金に 100 分の 50 加算 (午後 10 時～午前 6 時) ※ 緊急時訪問看護加算を算定の方は、1 月以内に 2 回目以上の緊急時訪問から加算。					
リハビリ 基本料金		1 回あたり 20 分	2, 940 円	294 円	588 円		
		※ 1 日につき 2 回を超える場合は、1 回につき基本料金に 100 分の 90 を乗じる。 ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、1 回につき基本料金から 80 円を減じる。 ※ 1 週間に 6 回を限度とする。					
		サービス提供体制 強化加算	30 円 (介護保険外)	3 円	6 円		
加算 料金	一 回 に つ き	退院時 共同指導加算	6, 000 円	600 円	※入院中に訪問看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合、退院後初回の訪問看護の際に算定。(特別な管理を必要とする場合は 2 回算定可)		
		長時間訪問看護加算	3, 000 円	300 円			
		複数名訪問加算 30 分未満	2, 540 円	254 円			
		複数名訪問加算 30 分以上	4, 020 円	402 円			
	月 一 回 に つ き	初回加算 I・II	I …3, 500 円 II …3, 000 円	I …350 円 II …300 円	※新規に訪問看護計画を作成し、初回(I は退院日に看護師による)の訪問看護を行った場合。		
		緊急時訪問看護加算	5, 740 円 (介護保険外)	574 円	※利用者・家族の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合。		
		特別管理加算 I・II	I …5, 000 円 II …2, 500 円 (介護保険外)	I …500 円 II …250 円	※特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して計画的な管理を行った場合。		
		ターミナルケア加算 ※介護予防を除く	25, 000 円 (介護保険外)	2, 500 円	※以前からサービスを行っている利用者で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合。		
		看護・介護職員 連携強化加算 ※介護予防を除く	2, 500 円	250 円	※訪問介護事業所と連携し、痰の吸引に係る計画や助言等の支援を行った場合。		

【料金表】 介護予防

		所要時間	基本料金	1 割負担額	2 割負担額	夜間・早朝加算	深夜加算
訪問看護 基本料金 (1 回につき)		20 分未満	3, 030 円	303 円	606 円	379 円	455 円
		30 分未満	4, 510 円	451 円	902 円	564 円	677 円
		30 分以上 60 分未満	7, 940 円	794 円	1, 588 円	993 円	1, 191 円
		60 分以上 90 分未満	10, 900 円	1, 090 円	2, 180 円	1, 363 円	1, 635 円
		※ 夜間・早朝訪問 基本料金に 100 分の 25 加算 (午後 6 時～午後 10 時 午前 6 時～午前 8 時) ※ 深夜訪問 基本料金に 100 分の 50 加算 (午後 10 時～午前 6 時) ※ 緊急時訪問看護加算を算定の方は、1 月以内に 2 回目以上の緊急時訪問から加算。					
リハビリ 基本料金		1 回あたり 20 分	2, 840 円	284 円	568 円		
		※ 1 日につき 2 回を超える場合は、1 回につき基本料金に 100 分の 50 を乗じる。 ※ 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、1 回につき基本料金から 80 円を減じる。 ※ 利用を開始した月から 12 ヶ月を超えて訪問する場合、1 回につき基本料金から 150 円を減じる。 ※ 1 週間に 6 回を限度とする。					
		サービス提供体制 強化加算	30 円 (介護保険外)	3 円	6 円		
加算 料金	一 回 に つ き	退院時 共同指導加算	6, 000 円	600 円	※入院中に訪問看護師等が医療機関と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合、退院後初回の訪問看護の際に算定。(特別な管理を必要とする場合は 2 回算定可)		
		長時間訪問看護加算	3, 000 円	300 円			
		複数名訪問加算 30 分未満	2, 540 円	254 円			
		複数名訪問加算 30 分以上	4, 020 円	402 円			
	月 一 回 に つ き	初回加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ…3, 500 円 Ⅱ…3, 000 円	Ⅰ…350 円 Ⅱ…300 円	※新規に訪問看護計画を作成し、初回(Ⅰは退院日に看護師による)の訪問看護を行った場合。		
		緊急時訪問看護加算	5, 740 円 (介護保険外)	574 円	※利用者・家族の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合。		
		特別管理加算Ⅰ・Ⅱ	Ⅰ…5, 000 円 Ⅱ…2, 500 円 (介護保険外)	Ⅰ…500 円 Ⅱ…250 円	※特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にある方)に対して計画的な管理を行った場合。		

6 サービス利用料金のお支払い方法

利用料金の支払い方法は、下記より選んでいただき別紙に記入し、担当にお渡し下さい。

(1) 郵便局の預金口座からの口座振替による支払い

振替日（前月分を翌月の27日に引き落としとなります。）

(2) 現金払い（集金）

集金日（前月分を翌月の15日前後に訪問時集金となります。）

7 秘密保持

(1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

(2) 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

8 緊急時等における対応方法

看護職員等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求めるなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

9 通常の事業の実施地域

山形市内

10 サービスの内容に関する相談・苦情・ハラスメント窓口

(1) 当事業者の訪問看護・介護予防訪問看護に関する相談・苦情・ハラスメントについては、下記窓口までご連絡下さい。

名 称	篠田訪問看護ステーション
担 当	鈴木 美寿
電話番号	023-623-1104
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時

(2) 当事業者以外に市町村の相談窓口等に相談・苦情・ハラスメントを伝えることができます。

◎ 山形市役所介護保険課 <受付時間 午前9時～午後5時（月～金）>

山形市旅籠町2丁目3番25号 023-641-1212（代）

◎ 山形県国民健康保険団体連合会 <受付時間 午前9時～午後5時（月～金）>

山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地 0237-87-8006

（苦情処理専用）

11 事故発生時の対応

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により、利用者又は介護者（家族等）の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合は速やかに対処します。事故においては、県・市・町・村・利用者等、各関係機関に速やかに報告します。

1 2 虐待の防止のための措置
運営規程に準じます。

1 3 事業継続計画のための措置
運営規程に準じます。

1 4 当事業者の概要

名 称	医療法人篠田好生会 篠田訪問看護ステーション
所 在 地	〒990-0045 山形市桜町2番68号
代 表 者	所長 鈴木 美寿
電話番号	023-623-1104